

富山県国公立高等学校等 奨学のための給付金

令和 8 年度申請案内

富山県教育委員会では、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の負担を軽減するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低・中所得世帯に対し、返還不要の給付金を支給します。

1 対象となる世帯

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たす世帯

- ① 保護者等が富山県内に居住していること。（※1）
- ② 生徒が高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象となる者であること。
- ③ 生活保護（生業扶助）受給世帯（※2）又は保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が下記の区分世帯であること。

※1 富山県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。
保護者等が海外に居住しており住民税の所得割額が確認できない場合は、対象となりません。

※2 生徒等の生業扶助（高等学校等修学費）の措置状況により判定します。

2 給付金額（年額）

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円		—
② 住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
③ 所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満	47,900 円	16,830 円	16,830 円
④ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930 円	12,630 円	—
⑤ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満 かつ扶養する子が 3 人以上いる	—	—	12,630 円
⑥ 上記②～⑤に該当し、災害等により制服の再購入が必要となった世帯	64,800 円（②への加算額） 21,600 円（③への加算額） 16,200 円（④、⑤への加算額）		

※③と④については、高等学校就学支援金（新制度）、学び直し支援金（新制度）又は専攻科就学支援金の対象者が対象です。

※専攻科の③と⑤については、専攻科支援金（旧制度）の対象者の場合は、10,100 円となります。

○ 家計の急変により収入が減少した世帯は、家計急変給付の対象となります。

家計急変給付の申請案内をご覧ください。

3 提出書類

☐ 高等学校等奨学給付金受給申請書(様式1)

☐ 口座振替届出書

金融機関・口座番号・口座名義がわかる通帳の写しを添付

☐ 個人対象要件証明書(様式9) ※専攻科のみ

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2) ※生活保護受給世帯のみ

☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類

※生活保護受給世帯は除く

- ・(非)課税証明書(所得証明書ではありません)
- ・道府県民税・市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書(写)
- ・道府県民税・市町村民税の納税額通知書(写) など

☐ 扶養誓約書(様式7)

※7月1日現在で生徒が成人しており、主たる生計維持者が1名の世帯のみ

☐ 扶養親族申告書(様式11)

※専攻科で所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満で、扶養する子が3人以上いる世帯のみ

☐ 制服の再購入に係る誓約書(様式10)

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

☐ 罹災証明書

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

4 申請書等提出期限

申請書等は10月16日までに提出してください。

※申請される場合は、関係書類をお渡ししますので、クラス担任又は事務室までお申し出ください。